

結城市議会議長交際費の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、政治倫理の確立を目指し、クリーンで開かれた議会運営を推進するため、結城市ホームページによる議長交際費の支出に係る情報の公表（以下「議長交際費の公表」という。）を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(議長交際費の公表の内容)

第2条 議長は、毎月次の各号に定める事項について、公表しなければならない。

- (1) 支出の日 議長交際費を支出した日
- (2) 支出区分 議長交際費支出基準に基づく区分
- (3) 支出金額 支出した議長交際費の額
- (4) 支出内容 支出した議長交際費の内容

(議長交際費の公表の時期)

第3条 議長交際費の公表は、支出した議長交際費について、翌月の末日までに結城市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(個人情報の保護)

第4条 議長交際費の公表に当たっては、結城市個人情報保護条例（平成11年結城市条例第26号）に基づき、個人情報の保護に十分配慮して行わなければならない。

付 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

議長交際費支出基準

この基準は、議長が市議会を代表して議会運営上、対外的な交際、折衝をする際に必要な経費として支出する交際費について、必要な事項を定める。

議長交際費の支出区分及び支出内容、支出金額は次の通りとする。

支出区分	支 出 内 容	支出金額
①弔 慰	市政に特に尽力のあった者で、別表「弔慰金等支出一覧表」に基づき支出する。	別表参照
②会 費	議会運営上必要であり、建設的な意見交換を目的とする会合等で、会費を必要とする又は、飲食を伴う懇親会、懇談会等への出席時會費。	10,000 円又は、会費相当額
③慶 祝	市民参加のスポーツ・文化・イベント等催事、記念式典、祝賀会並びに市民にとって名誉となる行為、業績への壮途祝いについて支出する。 ただし、市が補助を行っている団体等へは原則として支出しないものとする。	5,000 円又は、社会通念上認められる範囲の額
④見 舞	病気見舞いについて、別表「弔慰金等支出一覧表」に掲載する本人が2週間以上の入院加療を要する場合に支出する。	5,000 円
⑤賛 助	各種団体の活動の趣旨・目的に賛同できるものに対し、公共的、公益的なものであるときは賛助会費として支出する。 ただし、市が補助を行っている団体等へは原則として支出しないものとする。	5,000 円又は、社会通念上認められる範囲の額
⑥渉 外	議会運営上、外部機関との交渉、交際、表敬訪問等のため必要なPR用特産品の購入に要する費用。	相当額
⑦その他	上記のいずれにも属さない場合で、議会運営上議長が特に必要と認めたとき。	相当額

弔慰金等支出一覧表

別表

対 象			香 料	供 物
常勤特別職及び教育長	現職	本人	10,000円	生花1基
		親族	5,000円	
行政委員会委員	現職	本人	10,000円	
市議会議員	現職	本人	10,000円	生花1基
		親族	5,000円	
	元職	本人	10,000円	
市職員（部長職及び事務局職員）	現職	本人	10,000円	
国・県議員及び他市議長		本人	近隣市町村との均衡をとった額とする	
その他，市に対し特に友好若しくは功績のあった方で議長が必要と認める者			社会通念上妥当な額とする	

- ※注釈 （1）親族とは，配偶者及び一親等の親族をいう。
- （2）各行政委員会委員とは，教育委員会委員（教育長を除く），選挙管理委員会委員，公平委員会委員，監査委員（議会選出を除く），農業委員会委員，固定資産評価審査委員会委員をいう。